

長崎市告示第 377 号

長崎市乳児期家事代行サービス事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 28 日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市乳児期家事代行サービス事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、家事及び育児の両立に係る負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図るため、乳児を養育する家庭における家事代行サービス事業を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「乳児」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児とし、1 歳に達する日の前日までのものをいう。

(事業の実施方法)

第 3 条 市長は、第 11 条に規定する登録の決定を受けた者（以下「登録事業者」という。）に委託して事業を実施するものとする。

(対象者)

第 4 条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、同市内に住所を有する乳児を養育するものとする。

(クーポンの交付)

第5条 市長は、対象者に対し、長崎市乳児期家事代行サービスクーポン（第1号様式）（以下「クーポン」という。）を交付するものとする。

（サービスの内容及び利用回数等）

第6条 乳児を養育する家庭における家事代行サービス（以下「サービス」という。）の内容は、次の各号に掲げるもののうち、登録事業者が実施できるものとする。

- (1) 食事の準備及び後片付け
- (2) 衣類及びタオル類の洗濯
- (3) 住居内の掃除及び整理整頓
- (4) 生活用品の買物
- (5) その他市長が必要と認める家事

2 サービスの利用回数、日時、時間及び場所については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) サービスの利用回数 対象者が養育する乳児1人につき6回を上限とする。
- (2) サービスを実施する日時 登録事業者がサービスを提供できる日時とする。
- (3) サービスを実施する時間 原則として1回2時間以上で登録事業者が定める時間とする。
- (4) サービスを実施する場所 対象者の居所とする。

（利用手続）

第7条 対象者は、サービスを利用しようとするときは、事前に登録事業者に対して申込みを行わなければならない。

2 対象者は、サービスを利用する際に、登録事業者に対して母子健康

手帳を提示しなければならない。

(利用料)

第8条 対象者は、サービスを利用したときは、利用回数1回につきクーポンを添えて、500円を当該サービスを実施した登録事業者に支払わなければならない。

(サービスを利用できる期間)

第9条 対象者がサービスを利用できる期間は、乳児の誕生日から1歳の誕生日の前日までとする。

(利用の条件)

第10条 利用者は、サービスの利用中は在宅していなければならない。

(事業者の登録)

第11条 サービスを実施しようとする者は、市長の登録を受けなければならない。

(事業者の登録の申請)

第12条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、長崎市乳児期家事代行サービス事業者登録申請書（第2号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿に登録がある者については、第1号から第5号までの書類の提出を省略することができる。

- (1) 長崎市税の完納証明書
- (2) 消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書
- (3) 直近の事業年度の決算書類
- (4) 直近の確定申告書の写し

- (5) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (6) サービスの概要が分かる書類
- (7) サービス提供時の作業マニュアル
- (8) 緊急時の対応マニュアル
- (9) 苦情対応に係る概要が分かる書類
- (10) 損害保険証書の写し

（登録の要件）

第13条 第11条の登録をすることができる者は、本市に本店、支店又は営業所がある者であつて、市長が別に定める基準を全て満たすものとする。

（登録の決定）

第14条 市長は、第12条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、長崎市乳児期家事代行サービス事業（登録・却下）決定通知書（第3号様式）により、登録申請者に通知するものとする。

（登録の変更）

第15条 登録事業者は、登録の申請の内容に変更が生じたときは、速やかに長崎市乳児期家事代行サービス登録事業者登録変更届（第4号様式）に当該変更の内容が確認できるものを添えて市長に提出しなければならない。

（登録の取消）

第16条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の申請書等に虚偽の記載があつたとき。

(2) 詐欺その他の不正行為を行ったとき。

(2) 委託契約に違反したとき。

(3) 第13条の登録の要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消を行ったときは、長崎市乳児期家事代行サービス事業者登録取消通知書（第5号様式）により、登録事業者に通知するものとする。

（登録の辞退）

第17条 登録事業者は、長崎市乳児期家事代行サービス事業を実施できなくなったときは、速やかに長崎市乳児期家事代行サービス事業者登録辞退届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の辞退届の提出があったときは、登録を取り消し、長崎市乳児期家事代行サービス事業者登録取消通知書により、登録事業者に通知するものとする。

（費用の返還）

第18条 市長は、対象者が偽りその他不正の手段によりサービスを利用した場合は、クーポンによる公費負担額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

（準備行為）

2 事業者の登録に必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の前日

においても行うことができる。

第1号様式（第5条関係）

長崎市乳児期家事代行サービスクーポン

有効期限：対象者の1歳の誕生日の前日まで

有効

発行者：長崎市長

利用者記載欄

対象者 (お子さん)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			(利用日時点：満 月)
利用者 (養育者)	フリガナ		続柄	
	氏名			
利用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
利用場所				

上記のとおり、相違ありません。

利用者氏名 _____

事業者（従事者） _____ ()

第2号様式（第12条関係）

長崎市乳児期家事代行サービス事業者登録申請書

年 月 日

長崎市長 様

申請者（所在地）
（名称）
（代表者）

長崎市乳児期家事代行サービス実施要綱第12条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

項目		内容
事業者	所在地	〒 ー TEL : FAX :
	名称	
	代表者	
サービス提供事業所	所在地	〒 ー TEL : FAX :
	名称	
	管理者	
	事業実施エリア	

	実施可能日時	
	サービス内容	
	サービス対応職員数	
	苦情処理窓口・担当者	

第3号様式（第14条関係）

長崎市乳児期家事代行サービス事業（登録・却下）決定通知書

年 月 日

様

年 月 日に申請のありました長崎市乳児期家事代行サービス事業事業者登録申請について、次のとおり（登録・却下）を決定したので、長崎市乳児期家事代行サービス実施要綱第14条の規定に基づき、通知します。

登録事項

事業者	名称	
	代表者	
事業所	住所	
	名称	
	管理者	

却下理由

--

第4号様式（第15条関係）

長崎市乳児期家事代行サービス登録事業者登録変更届

年 月 日

長崎市長 様

申請者（所在地）

（名 称）

（代表者）

年 月 日付で決定のありました長崎市乳児期家事代行サービス事業者登録の内容について、次のとおり変更がありましたので、長崎市乳児期家事代行サービス実施要綱第15条の規定に基づき、届出ます。

1 変更内容

項目	変更前	変更後

2 変更年月日

年 月 日

第5号様式（第16条及び第17条関係）

長崎市乳児期家事代行サービス事業者登録取消通知書

年 月 日

様

年 月 日付けで決定のありました長崎市乳児期家事代行サービス事業者登録について、次のとおり取り消したので、長崎市乳児期家事代行サービス実施要綱（第16条第2項・第17条第2項）の規定に基づき、通知します。

登録事項

事業者	名称	
	代表者	
事業所	住所	
	名称	
	管理者	

取消年月日 年 月 日

取消理由

--

第6号様式（第17条関係）

長崎市乳児期家事代行サービス事業者登録辞退届

年 月 日

長崎市長 様

申請者（所在地）

（名称）

（代表者）

長崎市乳児期家事代行サービス事業者登録について、次のとおり登録を辞退したいので、長崎市乳児期家事代行サービス実施要綱第17条の規定に基づき、提出します。

登録事項

事業者	名称	
	代表者	
事業所	住所	
	名称	
	管理者	

辞退年月日 年 月 日

辞退理由

--